

令和6年9月定例会

議案説明資料  
予算に関する説明書  
(令和6年度9月補正予算等関係)

生活環境部

トータルコストについて

トータルコストは、事業ごとに事業費と人件費を一体としたコストを表します。あくまで、費用対効果を判断するための参考表記ですので、職員定数と厳密には一致していません。

## 令和6年9月定例会議案説明資料目次

生活環境部

**【予算関係】**  
(一般会計)

議案番号	件名	課名等	頁
第1号	令和6年度鳥取県一般会計補正予算(第2号)		
	1 補正予算説明資料	( 総 括 表 )	3
		住 宅 政 策 課	4
	2 歳入歳出事項別明細書		5
	3 節の明細		7

**【予算関係以外】**  
(報告事項)

報告番号	件名	課名等	頁
第3号	議会の委任による専決処分の報告について		
	(1) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例(令和6年7月30日専決)	くらしの安心推進課	8
	(6) 鳥取県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例(令和6年8月28日専決)	脱炭素社会推進課	10
	(7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について(令和6年8月28日専決)	山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館	12
	(8) 鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例(令和6年8月28日専決)	住 宅 政 策 課	13
第9号	長期継続契約の締結状況について	西部総合事務所環境建築局	15



## 令和6年度一般会計補正予算説明資料

8 款 土木費

1 項 土木管理費

住宅政策課（内線：7697）

4 目 建築指導費

（単位：千円）

事業名	補正前	補正	計	財 源 内 訳				備考
				国庫支出金	起債	その他	一般財源	
(新) 大規模地震に備えた住宅耐震化促進強化事業	0	20,000	20,000	1,500			18,500	
トータルコスト	補正前：0千円（0人）、補正：20,783千円（0.1人）、 計：20,783千円（0.1人）							
<b>事業内容の説明</b>  <b>1 事業の目的・概要</b> 地震に対する意識が高まり、耐震診断に係る要望が市町村に多く寄せられているが、診断を行う技術者の不足が懸念されることから、建築関係団体と連携して診断技術者を確保・育成し、耐震診断の体制強化を図る。 併せて、住宅耐震化に係る市町村への相談が増加していることから、市町村が実施する耐震化助成事業への補助を増額するとともに、大規模地震から命を守る対策として設置を推進している耐震シェルター・耐震ベッドについて更なる普及啓発を図る。 <b>【事業目標】</b> 住宅耐震化率：令和7年度：92%（令和3年度：85%）								
<b>2 主な事業内容</b>								
細事業名	内容							予算額
【新規】耐震診断体制強化事業	○建築関係団体に耐震診断に係る技術者の育成業務を委託する。 <委託内容> ・診断業務に精通した建築士が経験の浅い建築士に対し個別指導（耐震診断システムの操作方法、現地調査）を行う。 [育成技術者数（目標）] 30人 ○新たに耐震診断に取り組む建築士に対し、耐震診断システムの導入費用を支援する。 [定額] 55千円（初回ライセンス料）							4,000
【新規】命を守る耐震対策普及啓発事業	○耐震シェルター及び耐震ベッドの製品や仕様を紹介するパンフレットを作成し、戸別訪問等で周知を図る。							1,000
震災に強いまちづくり促進事業	○住宅の耐震改修等実施件数の増加が見込まれるため、増額補正を行う。（当初予算：53,606千円） <主な補助制度の利用見込み件数>							15,000
		当初予算時見込		9月補正時見込				
		耐震診断	168件	242件				
		耐震改修	41件	59件				
<b>3 その他</b> ○耐震診断の実施見込み件数は昨年度の約1.6倍となっているが、診断技術者数の不足により、住宅所有者からの要望に対応できない懸念があり、業界より技術者の育成を望む声がある。 ○県主催の講習会を受講したことのある98社のうち、約50社は耐震診断の実績がないことから、実務的な指導を行うことで効果的に技術者を育成し、更なる耐震診断の増加に対応できる体制を整備する。 ・耐震診断件数 R5実績：145件 → R6見込み：242件（約1.6倍） ・耐震診断に従事する事業者数 R5実績：34社								

令和6年度一般会計補正予算(第2号)歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	8款 土木費									
	款項目			1項 土木管理費						
				補正前 補正額 補正後			4目 建築指導費			
補正前	補正額	補正後	補正前				補正額	補正後	補正前	補正額
1	報酬	31,000		31,000	268		268	268		268
2	給料	257,146		257,146	19,190		19,190			
3	職員手当等	142,712		142,712	9,985		9,985			
4	共済費	96,218		96,218	6,670		6,670			
5	災害補償費									
6	恩給及び退職年金									
7	報償費	14,361		14,361	1,587		1,587	1,455		1,455
8	旅費	7,340		7,340	2,288		2,288	2,051		2,051
	費用弁償	1,761		1,761	239		239	239		239
	普通旅費	3,019		3,019	4		4	4		4
	特別旅費	2,560		2,560	2,045		2,045	1,808		1,808
9	交際費									
10	需用費	30,387		30,387	1,235		1,235	1,235		1,235
11	役務費	14,704		14,704	1,666		1,666	1,666		1,666
12	委託料	1,126,709	3,000	1,129,709	10,029	3,000	13,029	10,029	3,000	13,029
13	使用料及び賃借料	28,139		28,139	1,730		1,730	1,730		1,730
14	工事請負費	1,523,030		1,523,030						
15	原材料費									
16	公有財産購入費									
17	備品購入費	12,747		12,747	112		112	112		112
18	負担金、補助及び交付金	952,338	17,000	969,338	97,434	17,000	114,434	97,407	17,000	114,407
19	扶助費									
20	貸付金	97		97						
21	補償、補填及び賠償金	11,882		11,882						
22	償還金、利子及び割引料									
23	投資及び出資金									
24	積立金	66,991		66,991						
25	寄附金									
26	公課費									
27	繰出金									
	予備費									
	計	4,315,801	20,000	4,335,801	152,194	20,000	172,194	115,953	20,000	135,953
財源	国庫支出金	937,960	1,500	939,460	6,553	1,500	8,053	6,553	1,500	8,053
	地方債	707,000		707,000						
	その他	613,033		613,033	3,499		3,499	3,499		3,499
	一般財源	2,057,808	18,500	2,076,308	142,142	18,500	160,642	105,901	18,500	124,401

令和6年度一般会計補正予算(第2号)歳入歳出事項別明細書(生活環境部)

(単位:千円)

節	款項目	生活環境部 合計		
		補正前	補正額	補正後
1	報酬	132,103		132,103
2	給料	1,013,232		1,013,232
3	職員手当等	573,824		573,824
4	共済費	381,574		381,574
5	災害補償費			
6	恩給及び退職年金			
7	報償費	35,160		35,160
8	旅費	39,112		39,112
	費用弁償	9,328		9,328
	普通旅費	17,749		17,749
	特別旅費	12,035		12,035
9	交際費	100		100
10	需用費	150,884		150,884
11	役務費	51,539		51,539
12	委託料	2,086,227	3,000	2,089,227
13	使用料及び賃借料	101,371		101,371
14	工事請負費	2,302,860		2,302,860
15	原材料費			
16	公有財産購入費			
17	備品購入費	54,092		54,092
18	負担金、補助及び交付金	1,867,274	17,000	1,884,274
19	扶助費			
20	貸付金	17,019		17,019
21	補償、補填及び賠償金	11,902		11,902
22	償還金、利子及び割引料			
23	投資及び出資金			
24	積立金	72,663		72,663
25	寄附金	5,930		5,930
26	公課費			
27	繰出金			
	予備費			
	計	8,896,866	20,000	8,916,866
財源内訳	国庫支出金	1,903,153	1,500	1,904,653
	地方債	1,283,000		1,283,000
	その他	845,448		845,448
	一般財源	4,865,265	18,500	4,883,765

# 節 の 明 細

項 目	金額(千円)等
8款 土木費	
1項 土木管理費	
4目 建築指導費	
負担金、補助 及び交付金	<ul style="list-style-type: none"> <li>・震災に強いまちづくり促進事業補助金</li> <li>・耐震診断体制強化事業補助金</li> </ul>
	15,000
	2,000

件名	議会の委任による専決処分の報告について (1) 鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (令和6年7月30日専決)
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 不当景品類及び不当表示防止法の一部改正に伴い、所要の改正を行うことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを本会議に報告する。</p> <p>2 概要 (1) 市町村等が処理する事務<sup>(※)</sup>について定めた規定中引用する不当景品類及び不当表示防止法の条項を改める。 (2) 施行期日は、令和6年10月1日とする。</p> <p>※法第25条第1項において、違反行為のおそれのある事業者に対し、報告の徴収及び立入検査等を行う。</p> <p>【参考】不当景品類及び不当表示防止法の改正概要 事業者が是正措置計画の認定を受けた時は措置命令及び課徴金納付命令の適用外とする条項や、優良誤認表示等に対する直罰（100万円以下の罰金）の条項等が新たに追加された。</p>



鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
19の6 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2) 略 (3) <u>第25条第1項</u> の規定による報告等の命令及び立入検査等	鳥取市	19の6 不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)・(2) 略 (3) <u>第29条第1項</u> の規定による報告等の命令及び立入検査等	鳥取市
略		略	

附 則

この条例は、令和6年10月1日から施行する。

件名	議会の委任による専決処分の報告について (6) 鳥取県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例（令和6年8月28日専決）
提出理由及び概要	<p>1 提出理由 地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正に伴い、所要の改正を行うことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第2項の規定により本議会に報告する。</p> <p>2 概要 (1) 対策計画の策定等について定める規定中引用する地球温暖化対策の推進に関する法律の条項を改める。 (2) 施行期日は、令和7年4月1日とする。</p> <p>【参考】地球温暖化対策の推進に関する法律の改正概要 地方公共団体実行計画の中で定められる地域共生型の再生可能エネルギーの導入を促進する区域について、市町村と都道府県が共同で再エネ促進区域を策定できるとする条項（第21条第6項）が新たに追加された。</p>

鳥取県地球温暖化対策条例の一部を改正する条例

鳥取県地球温暖化対策条例（平成21年鳥取県条例第36号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(対策計画の策定等) 第5条 略 2・3 略 4 知事は、対策計画の策定及び規則で定める変更にあつては、 <u>法第21条第9項及び第11項から第15項まで</u> に定めるところによるほか、あらかじめ鳥取県環境審議会の意見を聴くものとする。 5 略	(対策計画の策定等) 第5条 略 2・3 略 4 知事は、対策計画の策定及び規則で定める変更にあつては、 <u>法第21条第8項及び第10項から第14項まで</u> に定めるところによるほか、あらかじめ鳥取県環境審議会の意見を聴くものとする。 5 略

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

件名	<p>議会の委任による専決処分の報告について  (7) 損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について (令和6年8月28日専決)</p>
提出理由及び概要	<p>1 提出理由  法律上県の義務に属する交通事故による損害賠償に係る和解及び損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、令和6年8月28日専決処分をしたので、本議会に報告するものである。</p> <p>2 概要</p> <p>(1) 和解の相手方  鳥取市吉成93番地21  株式会社ORIXYN 代表取締役 樹下 昌矢</p> <p>(2) 和解の要旨  県側の過失割合を10割とし、県は、損害賠償額246,400円を支払う。</p> <p>(3) 事故の概要</p> <p>ア 事故発生年月日  令和6年5月21日 14時15分頃</p> <p>イ 事故発生場所  岩美郡岩美町大字大谷地内</p> <p>ウ 事故の状況  鳥取県生活環境部自然共生社会局山陰海岸ジオパーク海と大地の自然館所属の職員が、山陰海岸ジオパーク現地確認用務のため普通乗用自動車を運転中、駐車場で駐車枠に駐車しようとして後退した際、後方の安全確認が不十分であったため、駐車していた和解の相手方所有の普通乗用自動車に衝突し、双方の車両が破損したものである。</p> <p>【参考】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 損害賠償金246,400円  うち、保険支払額216,400円、県費支出額30,000円（保険契約による免責額3万円）</li> <li>・ 県側車両損害額108,339円  うち、相手方からの損害賠償額0円、県実質負担額108,339円</li> </ul>

件名	議会の委任による専決処分の報告について （8）鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例（令和6年8月28日専決）													
提出理由及び概要	<p>1 提出理由                      地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律に基づく建築基準法の一部改正に伴い、所要の改正を行うことについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき専決処分をしたので、同条第2項の規定によりこれを本会議に報告する。</p> <p>2 概要                      （1）手数料の額を定める別表中引用する建築基準法の条項を改める。                      （2）施行期日は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律第7条の規定の施行の日とする。</p> <p>【参考】建築基準法の改正概要                      国や都道府県等が建築物を建築する場合の建築基準関係規定適合性の審査等について、一般の建築物と同様に民間の指定確認検査機関も審査等を行うことができることを可能とする条項（第18条第4項）が新たに追加された。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2"></th> <th colspan="2">建築主</th> </tr> <tr> <th>国／都道府県等</th> <th>民間（一般の建築物）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: left;">審査・検査等実施機関</td> <td style="text-align: center;">建築主事 （県・市等）</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">指定確認検査機関 （民間）</td> <td style="border: 2px solid black;">×→○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table>			建築主		国／都道府県等	民間（一般の建築物）	審査・検査等実施機関	建築主事 （県・市等）	○	○	指定確認検査機関 （民間）	×→○	○
				建築主										
		国／都道府県等	民間（一般の建築物）											
審査・検査等実施機関	建築主事 （県・市等）	○	○											
	指定確認検査機関 （民間）	×→○	○											

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
別表第3（第13条関係）		別表第3（第13条関係）	
事務	金額	事務	金額
略		略	
1の2 法第6条の3第 1項又は第18条第5項 の規定に基づく構造計 算適合性判定	略	1の2 法第6条の3第 1項又は第18条第4項 の規定に基づく構造計 算適合性判定	略
略		略	
備考 略		備考 略	

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）第7条の規定の施行の日から施行する。

長期継続契約の締結状況について

[新規契約]

番号	契約所属名	種類	契約対象物品	数量	契約の相手方	契約金額 円	契約期間	設置場所等
1	西部総合事務所	物品 保守	ノートパソコン	1台	鳥取市商栄町221番地1 株式会社愛進堂	190,973	令和6年7月4日～ 令和7年4月30日	鳥取県西部総合事務所環 境建築局